

土地鑑定評価等契約書（案）

1	契約の内容	土地価格の鑑定評価及び不動産等に関する調査
2	評価対象地	末尾記載のとおり
3	価格の評価時点	令和8年10月1日
4	評価依頼の目的	愛媛県が施行する 宇震道改第6号（一）蕪崎土居線 地震防災関連道路 緊急整備工事 所要の土地取得の算定資料とするため。
5	鑑定評価によって 求めるべき価格	所有権以外の権利又は建物その他の物件があるときは、それらがな いものとしての正常価格
6	鑑定評価等手数料	¥ — (うち消費税及び地方消費税の額¥ —)
7	契約保証金	免除
8	成果品の提出期限	令和8年 月 日 ※契約締結の日から30日以内
9	成果品の提出部数	正1部、副2部

上記について、愛媛県東予地方局長 加藤 道和（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により、土地
鑑定評価等契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書及び別紙仕様書に基づき土地価格の鑑定評価及び不動産等に関する調査
（以下「鑑定評価等」という。）を行うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲
渡し、又は担保に供してはならない。

- 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令
第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでに
した甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理
者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（委任又は下請負の禁止）

第3条 乙は、この鑑定評価等の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（契約の変更）

第4条 甲は必要があるときは、甲乙協議してこの契約の内容を変更することができる。

- 変更後の鑑定評価等手数料に1,000円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨て
るものとする。

（乙の請求による提出期限の延長）

第5条 乙は、天災地変、不可抗力その他乙の責に帰することができない事由により提出期限まで
に成果品を提出できないことが明らかになった場合は、提出期限の延長を求めることができる。
その期限は甲乙協議して書面により定めるものとする。

（業務の完了報告）

第6条 乙は、鑑定評価等を完了したときは、遅滞なく甲に対して成果品を添えて業務完了報告書
を提出するものとする。

（成果品の検査等）

第7条 甲は、前条の業務完了報告書を受領した日から10日以内に必要な検査を行うものとする。

- 甲は、前項の規定による検査の結果、乙がこの契約条件に適合した鑑定評価等を行わなかった

場合には、再評価、再調査又は不備の補完等を求めることができる。

3 前項の再評価、再調査又は不備の補完等に要する費用は、乙の負担とする。

(鑑定評価等手数料の支払)

第8条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって鑑定評価等手数料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に鑑定評価等手数料を支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が提出期限内にこの契約を履行する見込みがないことが明らかとなったとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。))であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 乙(ハ及びニにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。))がこの契約に関して、次のイからニのいずれかに該当したとき。

イ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。))第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。))を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

ロ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。))を受け、当該納付命令が確定したとき。

ハ 刑法(明治40年法律第45号)第36条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。))の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

ニ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。))、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(4) 前3号に掲げる場合の他、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成できないことが明らかになったとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害につ

いては、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により、この業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不動産鑑定士等の除斥)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に当該土地の鑑定評価等を行わせてはならない。

- (1) 評価対象地の所有者又は評価対象地に関して所有権以外の権利を有する者
- (2) 前号に掲げる者の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人等である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、鑑定評価等の公正を妨げる事情があると認められる者

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義を生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 住所 西条市喜多川796番地1

氏名 愛媛県東予地方局長 加藤 道和

乙 住所

氏名

評 価 対 象 地 の 表 示

愛媛県四国中央市 地内

番号	土地の所在	土地の種別		面積 (㎡)	業務内容
		土地	地域		
1	土居町蕪崎277-2 付近	宅地	混在住宅地域	300 (想定画地)	標準地の選定 及び 標準地鑑定
2	土居町蕪崎307-5 付近	宅地見込地	小規模開発地域	300 (想定画地)	標準地の選定 及び 標準地鑑定